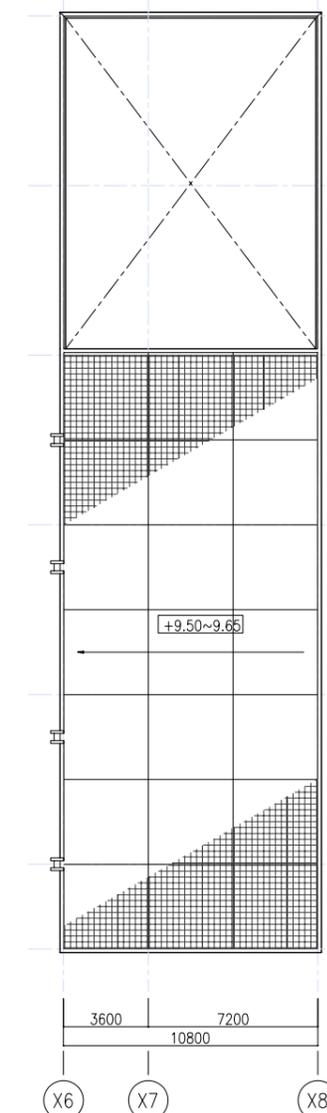
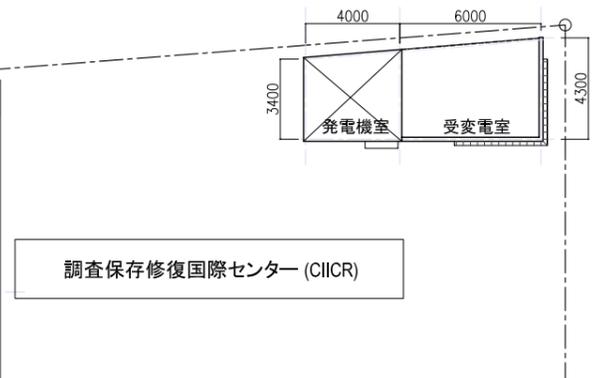


配置・1階平面図  
 ペルー国 チャビン国立博物館建設計画  
 PROYECT PARA LA CONSTRUCCION DEL MUSEO NACIONAL CHAVIN

S= 1:300

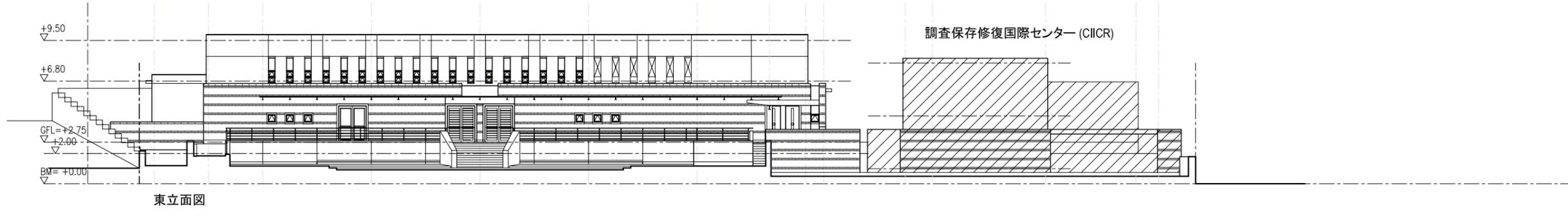




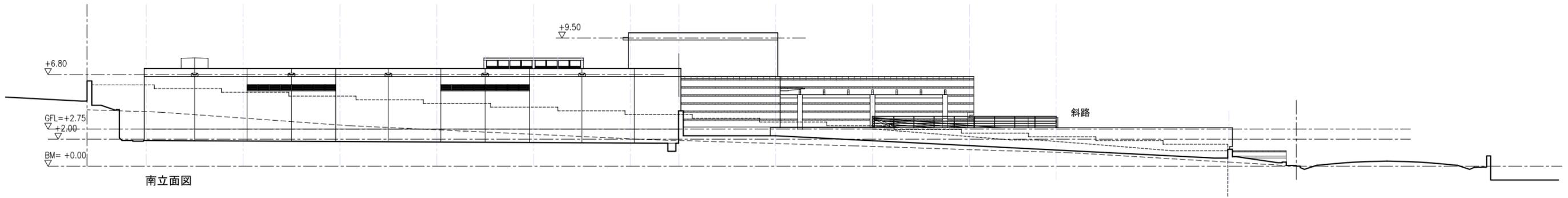
屋根伏・2階平面図  
 ペルー国 チャビン国立博物館建設計画  
 PLOYECT PARA LA CONSTRUCCION DEL MUSEO NACIONAL CHAVIN

S= 1:300

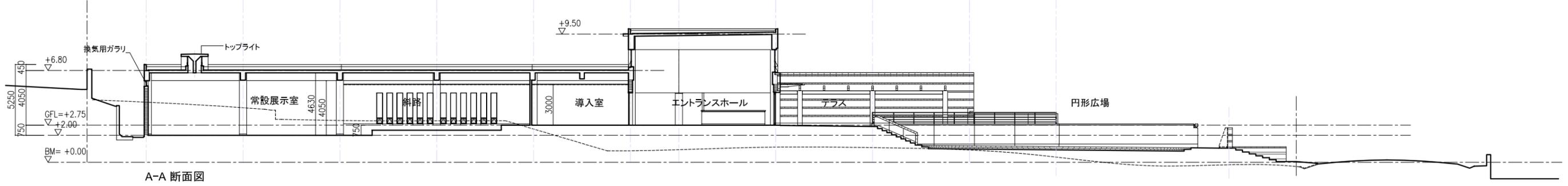




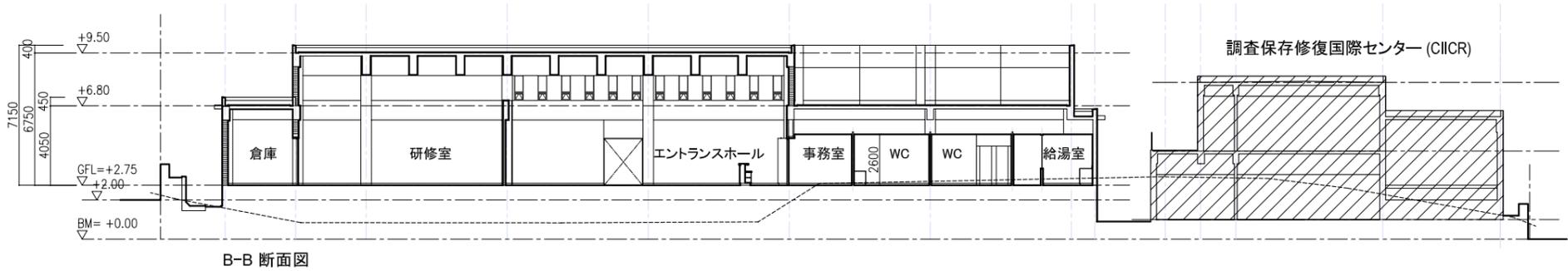
東立面図



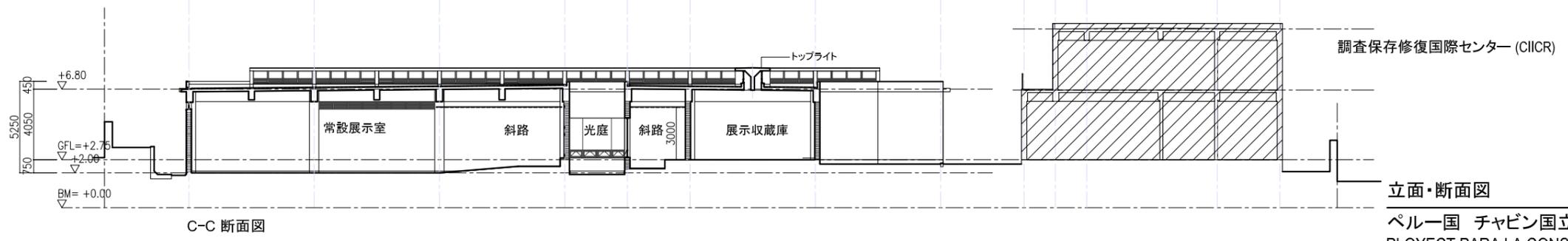
南立面図



A-A 断面図



B-B 断面図



C-C 断面図

立面・断面図

S= 1:300

ペルー国 チャビン国立博物館建設計画  
 PLOJECT PARA LA CONSTRUCCION DEL MUSEO NACIONAL CHAVIN

### 3-2-4 施工計画／調達計画

#### 3-2-4-1 施工方針／調達方針

##### (1) 事業実施の基本事項

本計画は日本国政府の閣議決定を経て、両国政府間で事業実施に係る交換公文（E/N）が締結された後、日本国政府の無償資金協力の枠組みに従って実施される。その後、ペルー国政府と日本法人のコンサルタント会社が契約を締結し、施設の詳細設計に移る。詳細設計図面及び入札図書の完成後、一定の資格を満たす日本法人の施工会社を対象とする競争入札が行われ、選定された施工会社とペルー国政府の間で締結する工事契約に従って施設の建設が行われる。尚、コンサルタント契約及び工事契約は日本国政府の認証を必要とする。

##### (2) 事業実施体制

###### ペルー国側事業実施体制

本計画に係る実施・責任機関はペルー国文化庁（Instituto Nacional de Cultura）である。同庁は博物館・歴史遺産管理部（Direccion de Museos y Gestión del Patrimonio Histórico）を担当部局として事業全体の調整と推進に当り、ペルー側負担事項の実施、必要な許認可や関係機関の合意取得等を統括する。また、同局は本計画施設での展示計画策定と展示設営の実施を行う他、隣接して計画される調査保存修復国際センター（CIICR）の計画、施設建設及び機材調達を統括する。施設完成後の運営と維持管理は博物館・CIICR 一体の機関として、文化庁博物館・歴史遺産管理局の下に新たな組織（チャビン国立博物館）を設立して行われる。

尚、文化庁は政府間交換公文締結や国家公共投資制度（SNIP）によるプロジェクト承認、各種許認可取得等に関しては、各々を管轄する外務省、教育省、経済財務省、地方自治体との緊密な連携の下に事業推進に当る必要がある。

###### コンサルタント

コンサルタントはペルー側実施機関との間で締結する設計監理契約に従い、本報告書の内容に基づく施設の詳細設計及び施工監理業務を行う。また入札図書を作成し、施工業者の選定と工事契約の締結を支援する。これら業務を効率的に実施するため、コンサルタントは文化庁担当部局との協力体制を築いて作業を進める他、施工期間中は必要な監理者を現地に派遣する。

###### 施工者

一定の資格を有する日本の建築施工会社の中から一般競争入札により選定された施工会社がペルー側実施機関と一括請負契約を締結し、施設の建設を行う。施工者は本計画の施設規模と内容に見合った効率的な施工体制で施工に当る。

##### (3) 施工方針

本計画は世界遺産である遺跡の保存と紹介を目的とするものであり、地域の自然及び文化的環境に対する十分な配慮を行いつつ、内外訪問者の利用に耐え得る品質の施設を、無償資金協

力の趣旨に沿った無駄のない方法で完成させることが肝要となる。施工に当たっての基本方針は以下の通り。

- 現地の事情を反映した効率的な事業の実施と要求される品質の確保を目的に、適切な現地業者の活用と施工管理体制の構築を行う。
- 品質管理、工程管理、安全管理を徹底し、現地にはないレベルの技術を施工スタッフに移転するよう努める。
- 遺跡の運営管理・調査研究に関する諸機関、地域の社会・文化開発に関与する自治体・NGO等、本計画施設整備に係るステイクホルダーの十分な理解と協力を得て施工を進める。
- ペルー側実施機関による博物館運営体制の設立、展示計画策定、調査保存修復国際センター施設・機材整備等の事業との十分な調整に基き施工を進める。

### 3-2-4-2 施工上／調達上の留意事項

#### (1) 一般建設事情と地域特性

- ペルー国には大～小規模までの多数の建設業者が存在するが、その多くはリマ周辺に拠点を置いている。計画地周辺ではアンカシュ州都のワラスに住宅建設等を主に手掛ける小規模業者が数社あるのみで、地方の主要工事のほとんどはリマの業者が請負っている。リマの中堅以上の施工業者は技術力、人員、保有機械とも本計画施設の施工に必要な能力を有しており、日本企業の下での活用が可能である。
- 計画地周辺では建設市場が限られているため、一般労務以外の熟練工、特殊技能工及び技術者の調達は不可能である。主要な建設工事はリマの建設企業が主要要員を派遣して行っている。
- 現地で一般に用いられる建設資機材については量・質ともに問題なくペルー国内で調達できるが、計画地周辺では天然材（骨材、石材）の他は入手できる製品の種類や品質、流通量が限られており、建設工事に際しては多くの資材をリマから輸送している。

#### (2) 施工上の留意事項

前述の施工方針と現地事情を踏まえた施工上の留意事項を以下に示す。

- コスト縮減と地域への経済効果を考慮すると計画地周辺での労務調達が望ましい。最低限必要な技術者・特殊技能工はリマから調達する必要があるが、地域での雇用を最大限考慮し、高品質の要求される主要部位の施工に当たっては事前のデモンストレーション等によるトレーニングを行うと同時に、日本人技術者が重点管理を行って品質の確保と施工技術の移転に努める必要がある。
- 多くの資材をリマから調達する必要があるため、所定の工期で効率的に工事を進めるためには事前の入念な調達計画に基いて計画的な資材調達を行うことが肝要である。

- 施設規模が小規模のため、少数の常駐者が巾広い管理業務を行いつつ施工を進める体制が求められる。専門技術者の短期派遣によるスポット管理と現地技術者の活用を適切に計画し、効率的な施工の実施に留意する。
- 3,000m を超える高地という厳しい労働環境での施工となるため、長時間の連続作業を避ける等、労務者の安全・健康管理に十分留意した作業計画を検討する必要がある。

### 3-2-4-3 施工区分／調達区分

日本の無償資金協力で本計画を実施するに当たり、日本国側とペルー国側の負担工事区分は以下とする。尚、無償資金協力における一般的な分担事項は次章による。

#### 1) 日本国側負担工事

- 施設建設
  - 博物館施設の建設工事
  - 博物館建物内及び博物館施設に必要な敷地内の給排水・衛生、換気、電気、通信設備工事
  - 博物館施設に必要な敷地範囲内の外構工事（駐車場、植栽工事は除く）。

#### 2) ペルー国側負担工事

- 建設用地の準備
  - 敷地内の既存建物、地中埋設物等の撤去
  - 整地
- 外構工事
  - 駐車場、植栽、外周壁等、日本側工事に含まれない外構工事
  - 給水、電気、電話の引込み工事
- 展示・機材工事
  - 展示計画の策定、展示機材の調達、展示設営工事
  - 家具・什器・備品、その他一般機材の調達

#### 3) 工事区分

敷地内における「博物館」と「調査保存修復国際センター（CIICR）」の工事区分は以下とする。

##### 博物館（日本側負担）工事

- 博物館施設及び博物館に付随する外構工事（博物館周囲ドライエリア、ライトコート、前面テラス・広場）、受変電/自家発電機室の建設
- 受変電/自家発電設備及び受変電室以降の博物館側電気設備工事（博物館に付随する外構範囲の電気設備を含む）
- 引込位置以降の博物館側給水設備工事（博物館に付随する外構範囲の散水設備を含む）

- 博物館施設及び博物館に付随する外構範囲の排水設備工事（浄化槽及び浸透枳を含む）
- 引込位置以降の博物館側通信設備工事

#### CIICR（ペルー側負担）工事

- CIICR 施設及び CIICR に付随する外構工事（CIICR 周囲ドライエリア、前面駐車場等）
- 受変電室以降の CIICR 側電気設備工事（CIICR に付随する外構範囲の電気設備を含む）
- CIICR 施設及び CIICR に付随する外構範囲の排水設備工事（汚水は博物館側浄化槽へ繋ぎ込み）
- 引込位置以降の CIICR 側通信設備工事及び博物館側通信設備との接続

### 3-2-4-4 施工監理計画

#### (1) 施工監理の基本方針

コンサルタントは日本国の無償資金協力の枠組みと基本設計の主旨を踏まえ、詳細設計から入札業務、工事監理、引渡しへと一貫しかつ円滑な業務実施を図る。施工監理に当っては両国政府関係機関との緊密な連絡・報告を行い、また施工関係者に対して迅速かつ適切な指導・助言を行って、設計図書に基く所定品質の施設を遅滞なく完成させるよう監理を行う。本計画で特に留意を要する事項は以下の通り。

- 博物館施設としての所定の品質を確保するために、主要部位を中心に事前の施工計画の十分な検討と入念な検査を行い、日本人技術者による細やかな監理を実施する。
- 遠隔地での施工となり、多くの資材をリマから調達する必要がある。材料や施工計画の承認は調達に要する期間を考慮して適切な時期に行う必要がある。
- ペルー側実施機関との協力の下で展示及び CIICR 計画の進捗との綿密な調整を行い、相互に支障なく事業が進められるよう留意する。
- 展示や施設完成後の運営・維持管理に関して適切な助言を行い、施設の円滑な運営を促す。

#### (2) 監理体制

施工監理業務を適切に実施するため、コンサルタントは日本人の建築技術者 1 名を現場監理者として全施工期間に渡り常駐させ、施設の施工監理及び関連機関との連絡・調整を行うものとする。同監理者は建築及び設備工事の施工監理のみならずペルー側の行う展示設営及び CIICR 建設と本計画工事の調整を含む中広い業務を行う必要があり、専門知識に加えて博物館施設に関する一般的な理解を有し、日本の無償資金協力を精通したものであることが望まれる。

また、コンサルタントは日本国内に統括責任者を置き、建築・構造・電気・設備の各分野担当技術者を配して、事業の全体的な管理と現地監理者に対する支援を行う体制とする。その他、工事の進捗に合せ必要な時期に担当技術者を現地に短期派遣し、検査や施工指導を行う計画とする。

### (3) 監理業務内容

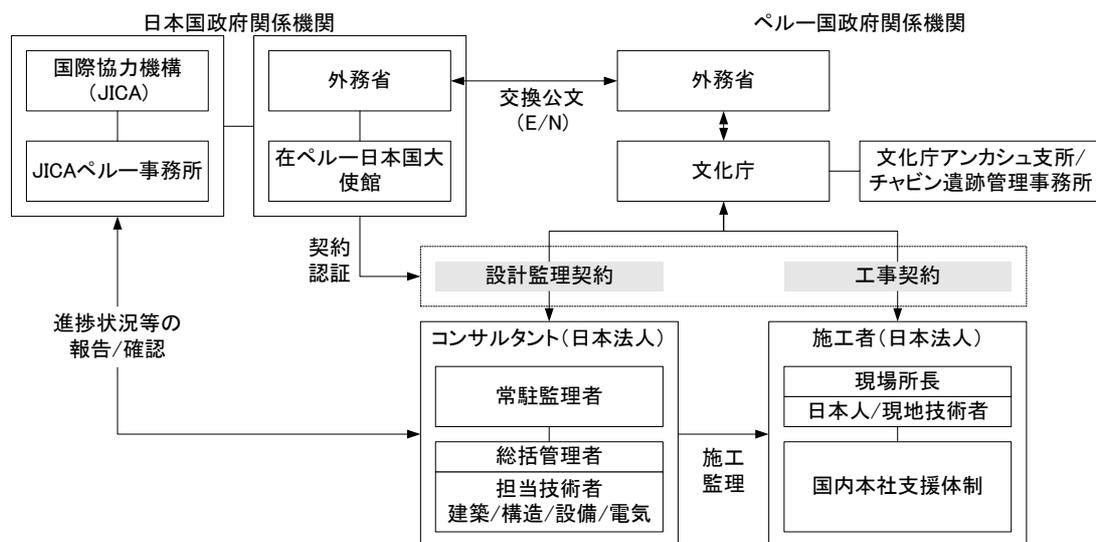
施工監理段階における監理者の主な業務内容は以下の通りである。

- 施工者から提出される施工図、材料等の内容を確認し、必要な検査を実施する。
- 各工事の品質、出来映え等の検査を行い、施工者を指導する。
- 施工計画書、工程計画、工事概要書等を検討し、施工者への指導、施主への報告を行う。
- 工事の進捗状況を監理し、両国関係機関への報告を行う。
- ペルー側実施事項の調整及び進捗状況の確認を行う。
- 完了時の検査を実施し、施設の引渡しに立会って必要な指導を行う。
- 瑕疵期間完了時に瑕疵の有無を検査し、修復箇所の指摘と修復工事完了の確認を行う。
- 支払い承認や業務完了時の諸手続きの実施を支援する。

### (4) プロジェクト管理体制

以上を踏まえた施工管理体制とプロジェクト実施に当る関連機関の関係を次に示す。

図 3-3 プロジェクト管理体制



#### 3-2-4-5 品質管理計画

本計画施設は鉄筋コンクリート軸組みを主体構造とする平屋建てであり、比較的良好な地盤に対して直接基礎を計画している。品質管理においては耐久性等の基本性能に大きな影響を及ぼす構造躯体（鉄筋、コンクリート工事）及び意匠上のキーポイントとなる石工事を重点として、以下に従い管理を行う。

- 主要工種の施工に当っては施工業者は工程、仕様、材料、施工手順、検査方法、要求品質等を記した施工容量書を作成し、コンサルタントの承認を得た後、施工に移る。

- サイト周辺で調達できる労務の技術力が十分でない想定されるため、日本人技術者を中心としてデモンストレーション等の指導を行い、施工手順や要求品質等を徹底させる。
- 鉄筋は搬入毎にメーカーの製品試験報告書による材料品質の確認を行うとともに、公的試験機関による引張試験を実施する。
- 骨材は現地公的機関による試験を行って粒度、比重、吸水率、含有塩化物等を確認し、材料選定を行う。
- コンクリートは公的試験機関による試験練にて配合を決定し、原則として打設毎にスランブ試験とテストピース採取を行い、圧縮試験による強度確認を行う。また、日較差の大きい気象条件を考慮し、温度管理に十分留意して打設、養生の管理を行う。
- 石工事の精度が意匠上の品質確保に重要なポイントとなるため、材料選定、加工、現場施工の各段階においてサンプルや試験施工による確認を行う。

#### 3-2-4-6 資機材調達計画

ペルー国内では主要建設資材は内国産・輸入品とも豊富に流通しており、本計画に使用する資機材も全て現地調達が可能である。但し、計画地周辺で安定した調達ができる資材は砂利、砂、石材等限られており、その他資材は一定の供給力を有するサプライヤーが多く存在するリマからの調達となる。リマ～計画地までの輸送は約400kmの内陸輸送となるが、一部未舗装の区間があるものの通年の通行が可能であり、道路事情は良好である。

主要な資機材の調達先は以下の計画とする。

##### 躯体工事用資材

- セメント : 国内産を工場のあるリマから一括調達する。
- 砂・砂利 : チャビン近郊の採取場より花崗岩質の川砂、川砂利を調達する。
- 鉄筋 : 安定供給が可能なりマから国内産を一括調達する。
- 合板（型枠材） : 高品質の輸入合板が豊富に流通しており、リマから調達する。
- レンガ : 計画地周辺には小規模な工場しかなく品質のばらつきも大きいため、リマから調達する。

##### 仕上工事用資材

- タイル : 国内産又は輸入一般流通品を種類及び供給量の豊富なりマから調達する。
- 天然石 : チャビン近郊の採石場より採取、調達する。自然資源管理局の許可が必要となるが、計画地周辺の一般工事でも同様の調達が行われており、問題なく調達可能である。
- 塗料 : 国内産又は輸入一般流通品をリマから調達する。
- 建具類 : 一定の品質を有する製品はリマの大手メーカーにて製作可能である。
- 防水材 : 米国製品がリマにて入手可能。



### 3-3 相手国側分担事業の概要

基本設計調査において確認された本計画実施に係るペルー国側負担事項は以下の通りである。

- 1) 博物館の建物が完工するまでに展示物及び展示機材を用意し、遅滞なく展示設営工事を実施すること。
- 2) 「調査保存修復国際センター」の施設建設及び機材について、博物館建設の進捗状況に合わせて必要な手続きを行うこと。
- 3) 遺跡訪問者が同時に博物館を訪問するよう、チケット共通化や広報活動等の方策を検討・実施すること。
- 4) 本計画施設を適正かつ効果的に運営するために必要な予算及び人員を確保すること。
- 5) 現在建設予定地に存在する建物（地中工作物を含む）及び歩行路を撤去し整地を行うこと。
- 6) 敷地内への電気及び電話の引込みを行うこと。
- 7) 博物館の開館までに駐車場の整備を行うこと。
- 8) 日本側負担に含まれない一般家具、機材、什器、備品の調達を行うこと。
- 9) 無償資金協力により調達される資機材の荷揚げ、免税措置、通関手続きの円滑な実施。
- 10) 認証された契約に基く資機材の購入及び役務の提供に関し、プロジェクトに従事する日本人又は日本法人に対してペルー国内で課せられる関税、付加価値税を含む国内税、その他の課税を免除すること。特に付加価値税の還付をできる限り速やかに実施すること。
- 11) 認証された契約に基く資機材の購入及び役務の提供に関し、プロジェクトに従事する日本人又は日本法人に対してペルー国への入国並びに滞在に必要な便宜を供与すること。
- 12) 日本の銀行に対し、銀行取極めに基いた支払い授權書（A/P）のアドバイス手数料及び支払いに係る手数料を支払うこと。
- 13) 本計画の実施に必要となる建設許可等の許認可を取得すること。
- 14) ペルー国国家公共投資制度（SNIP）に基き、プロジェクト実行可能性調査の報告書を作成し、交換公文締結までに承認を得ること。

ペルー側負担事項の実施機関となる文化庁は施設建設に係る日本の無償資金協力の経験はない。無償資金協力に係る一般的な手続き事項については対外援助の調整と実施機関の支援を担当するペルー国際協力庁（APCI-外務省傘下の独立機関）等と協力し、円滑な実施を図る必要がある。また、上記1)、2)に関してはペルー側では「日本-ペルー見返り資金」を利用した実施を計画しており、同資金利用に係る申請等の手続きが本計画の進捗に合わせて行われる必要がある。文化庁では事業実施の前提となるSNIPプロジェクト承認手続き及び敷地の準備については既に必要な手続きを進めおり、その他事項についても特段の問題はないと判断される。

### 3-4 プロジェクトの運営・維持管理計画

#### (1) 運営・維持管理体制

本計画施設の運営・維持管理は実施機関である文化庁が新たな機関（チャビン国立博物館）を設立して行う。同博物館は技術面では文化庁博物館・歴史遺産管理部の管轄下に置かれるが、運営上は文化庁アンカシュ支所の所管となり、運営計画の策定、財務報告、予算の申請・交付等はアンカシュ支所を通して行われる。

文化庁では新博物館の運営組織体制として以下 34 名の要員配置を計画している。

表 3-6 チャビン国立博物館運営体制

管理部門	計 9 名	サービス部門（警備）	計 12 名
館長	1	展示警備（短期雇用）	2（交代制）
事務長	1	展示警備（長期雇用）	6（交代制）
秘書	2	出入口警備	1
事務補助	3	事務部門警備	1
情報管理	2	警備監督	2（交代制）
学芸部門	計 7 名	サービス部門（維持管理）	計 6 名
研究（考古学専門家）	2	（受付・案内・清掃・維持管理）	
保存（建築専門家）	1	展示エリア補助員	4
調査管理（考古学専門家）	1	受付エリア補助員	1
文書情報（図書館学専門家）	1	事務エリア補助員	1
展示（博物館学専門家）	1		
教育普及（コミュニケーション専門家）	1	合計	34 名

これら要員は現在文化庁で勤務する者の中から又は新規採用により賄われ、本計画で建設される博物館に加えて隣接して設立される調査保存修復国際センターの運営を一体的に行う。このうち博物館の運営に最低限必要と想定される要員（館長 1 名、秘書 1 名、会計担当 1 名、学芸員 2～3 名、受付 2 名、警備 5～6 名、用務員 2～3 名 計 14～17 名）については、博物館開館時までに確実に配置を行うことが必要である。

#### (2) 運営・維持管理予算

本計画施設の運営・維持管理に係る予算は、年度毎の運営計画に従って文化庁予算の中から配分される。博物館入場料や販売等の事業収入は、独自に集める寄付金等を除いては全て文化庁歳入として中央に集められた後、各機関の必要に応じて予算配分されるシステムとなっている。しかしながら文化庁の経常予算規模は約 15.5 億円（2005 年）と小さく、新規の負担増が発生しないためには、入場料等収入の範囲内で施設運営が行える計画とすることが適切と考えられる。

#### (3) 運営・維持管理の方法

##### 1) 施設運営の方法

施設の運営に当っては 1) 入館者管理、2) 安全と防犯の確保を目的とする警備、3) 広報・教育普及活動の実施、4) 展示及び専門活動の運営が必要となる。

- 入館者管理 : 博物館入口ホール内に受付要員（交代制、混雑時 2 名）を配して券売、受付、荷物預りを兼ねる計画とする。受付では簡単な館内インフォメーションの提供も行うこととし、館内案内等が必要な場合には常時は CIICR に詰める学芸員と連絡を取って対応する。また、入場料管理を含む事務作業は受付事務室に事務要員が詰めて行う。
- 警備・防犯管理 : 専任の警備員による 24 時間警備が実施される予定である。警備員は開館時に出入口部と博物館内外の常時警備を行う他、コントロール室に設置されるモニターによる展示エリアの監視を行う。閉館後は調査保存修復センター内に設置される警備室をベースに定時巡回を行う。
- 広報・教育普及活動 : 博物館をより多くの人が訪れ、チャビン文化及び遺跡保存に関する理解を深めるようにするための広報・普及活動は本計画の効果発現のために必須の活動であり、博物館学及び教育普及に関する専門家の配置が予定されている。様々な媒体を通じた広報、プロモーションの他、研修室（多目的室）や屋外プラザを利用してセミナー・イベント等を定期的に企画・開催し、多くの人が参加できる教育普及活動を行っていくことが望まれる。
- 展示及び専門活動 : 来館者に対して最新の研究・調査活動の成果に基く質の高い展示内容を提供することが本計画施設の最も重要な機能であり、展示管理を担当する博物館学専門家 1 名の他、考古学、建築学等の専門家の配置が予定されている。展示担当者は常設、企画、収蔵の各展示に関し、文化庁の展示専門家やチャビン文化に関する内外研究者との協力の下に、展示物の管理や更新、企画を行う。

## 2) 施設の維持管理

施設の維持管理に当っては日常的な清掃の実施、及び磨耗・破損・老朽化に対する適切な修繕が必要となる。

- 定期清掃 : 一般来館者が訪れる展示室、ホール、便所等は常に清潔な状態を保つ必要があり、用務員（清掃人）を配置して毎日の清掃を実施する。
- 経常的な修繕 : 本計画はメンテナンスフリーな材料・仕上を基本として維持管理にかかる費用を最小限に押えるものであり、適正な日常管理がなされれば引渡し後数年間の補修・修繕の必要はない。引渡し時に施工者から提出される維持管理マニュアルに従い、定期的な点検と清掃を励行することが重要である。それ以降は塗装部の補修・塗替え（1 回/5 年程度）、防水材の点検・補修（1 回/10 年程度）、建具の点検・調整（1 回/年程度）等の定期的な補修が必要となり、一定の修繕費を確保しておくことが重要である。

## 3) 建築設備の維持管理

建築設備については、故障修理や部品交換に至る前の日常的な運転管理と定期的な点検が重要である。本計画では現地で広く利用されている設備が大部分で複雑なシステムは含まれない

が、主要都市から離れた山岳地に位置することを考慮すれば、館の運営に必須な電気設備に関しては専門の維持管理要員を配して運転管理、日常点検、簡易な補修・修理や部品交換等の日常管理を行う体制が望ましい。その他設備に関しては、一般職員の中から維持管理担当者を定め、運転・維持管理マニュアルに従った日常の運転管理を行う計画とし、年一回程度の総合点検や高度な技術を要する修理等はワラス又はリマの専門業者による外部委託にて対応する。また、浄化槽については年一回程度の汚物処理・清掃を同じく外部委託にて行う必要がある。

#### 4) 外構・植栽の維持管理

来館者の動線となる外構主要部分の清掃、散水等の日常的な管理は専任の用務員が行う。それ以外に年2回程度の舗装部分の除草、植栽の剪定・刈込み、側溝及び柵の点検・清掃を行う必要があり、これらは外部委託又は作業員を一時雇用して実施する。

### 3-5 プロジェクトの概算事業費

#### 3-5-1 協力対象事業の概算事業費

本計画を実施する場合に必要な事業費総額は3.26億円となり、先に述べた日本側とペルー国側との負担区分に基く双方の経費内訳は、下記3)に示す積算条件によれば次の通り見積もられる。尚、日本側負担概算事業費は交換公文上の供与限度額を示すものではない。

#### (1) 日本側負担経費 概算事業費 約294百万円

博物館施設の建設 (建築延床面積：約1,847㎡)

費目		概算事業費 (百万円)	
施設	博物館棟	178	236
	電気室棟	15	
	外構	43	
実施設計・施工監理			58
合計			294

#### (2) ペルー国側負担経費 概算事業費 約31.7百万円

項目	概算費用 (ソル)	(百万円)
既存構造物等撤去	58,500	1.99
敷地整地	7,238	0.25
電気・電話・水道引込み	16,387	0.56
展示物制作・設営費	795,000	27.04
その他 (植栽・家具・備品等)	55,300	1.88
合計	932,425	31.72

\* IGV を含まない金額。詳細は巻末添付資料を参照のこと。

#### (3) 積算条件

- 1) 積算時点 平成17年11月
- 2) 為替交換レート (平成17年5月1日～10月31日平均値)

1US\$	=111.72円
1US\$	=3.2841ソル (S/.)
1ソル	=34.018円
- 3) 施工期間 詳細設計、工事の期間は事業実工程に示した通り。
- 4) その他 本計画は日本国政府の無償資金協力の制度に従い実施されるものとする。

### 3-5-2 運営・維持管理費

本計画完了後の施設の運営・維持管理に必要なとされる費用についての試算を以下に示す。尚、本計画施設の運営・維持管理は隣接の CIICR と一体に行なわれるため、試算は両施設を含めた全体の所要費用に対して行った。

#### 1) 人件費

文化庁計画の人件費単価を用いて試算すると、施設完成後の運営に必要な年間人件費は文化庁の計画する CIICR を含む全要員 34 名については 562,800 ソル、博物館運営に必要な最小限の人員に対しては 288,000 ソルとなる。

表 3-7 人件費試算

	人件費単価 (S/.)		文化庁計画(CIICR を含む)		博物館運営に最低限必要な人員	
	月	年	人数	年間人件費 (S/.)	人数	年間人件費 (S/.)
(管理部門)						
館長	4,500	54,000	1	54,000	1	54,000
事務長	2,500	30,000	1	30,000	1	30,000
秘書/事務補助	1,000	12,000	5	60,000	2	24,000
情報管理	1,200	14,400	2	28,800	-	
(学芸部門)						
考古学/建築/展示	3,000	36,000	5	180,000	2	72,000
図書館学	2,500	30,000	1	30,000	-	
コミュニケーション	2,000	24,000	1	24,000	1	24,000
(サービス部門)						
警備監督	1,000	12,000	2	24,000	1	12,000
警備員	800	9,600	10	96,000	5	48,000
補助員	500	6,000	6	36,000	4	24,000
<b>合計</b>			<b>34 名</b>	<b>562,800</b>	<b>17 名</b>	<b>288,000</b>

#### 2) 施設運転経費

施設の運転に必要な経費である電気、給排水、通信費につき以下の条件に基き試算を行う。

- 博物館稼働時間：355 日×10 時間（メンテナンス休館 10 日を除く通年開館、開館時間 9:00～18:00+準備等 1 時間）=3,550 時間/年
- CIICR 稼働時間：250 日×8.5 時間（週 5 日稼働、開館時間 8:30～17:00）=2,125 時間/年

表 3-8 施設運転経費試算

項目	年間費用 (S/.)	算定条件等
[博物館]		
水道料金	72	月額 6S/。（固定）
電話料金	1,872	1 回線、地区内通話 60 分までの月額基本料金 48.92S/、地区内通話 600 分/月 (@0.06S/.)、遠距離通話 450 分/月 (@0.17S/.) を想定

電気料金	49,753	22.9kV 中圧受電 (MT2) : 月額基本料金 4.04S/.、月額発電料金 2,323.1S/. (35.74S/.×65kW)、月額配電料金 420.55S/. (6.47S/.×65kW)、従量料金 0.1579S/.×105,151kWh
小計	51,697	
<b>[CIICR]</b>		
水道料金	-	博物館に含む
電話料金	3,744	2回線、博物館同様の使用を想定
電気料金	9,056	従量料金 0.1579S/.×57,354kWh
小計	12,800	
博物館+CIICR 合計	64,497	
IGV 19%	12,254	
<b>合計</b>	<b>76,751</b>	

### 3) 維持管理費

施設及び想定される機材の経常的な維持管理に必要となる費用は以下の通りと想定される。

表 3-9 維持管理費試算

項目	年間費用 (S/.)	算定条件等
<b>[博物館]</b>		
建物維持管理費	6,650	建築工事費×0.2%
建築設備維持管理費	7,706	設備工事費×1.0%
展示機材維持管理費	11,925	展示工事費×1.5%
小計	26,281	
<b>[CIICR]</b>		
建物維持管理費	3,149	建築工事費 (500USD×1,500 m <sup>2</sup> ×64%) ×0.2%
建築設備維持管理費	3,936	設備工事費 (500USD×1,500 m <sup>2</sup> ×16%) ×1.0%
機材維持管理費	10,301	機材購入費 (686,700S/. : INC 計画) ×1.5%
小計	17,386	
博物館+CIICR 合計	43,667	
IGV 19%	8,297	
<b>合計</b>	<b>51,964</b>	

### 4) 運営活動費

博物館施設としての日常的な活動に最低限必要とされる運営活動費を以下の通り想定する。

表 3-10 運営活動費試算

項目	年間費用 (S/.)	算定条件等
事務用品・消耗品費	6,000	月 500S/.
出張・交通費	36,000	出張 5人・回/月×350S/.、公用車 2台×30S/.×250日
普及・広報費	18,000	月 1,500S/.
調査・研究費	14,400	研究員 4名×月 300S/.
予備費等	6,000	月 500S/.
<b>合計</b>	<b>80,400</b>	

## 5) 運営・維持管理費の妥当性

上記試算結果をまとめると、本プロジェクト実施により必要となる経費は次の通り見積もられる。

表 3-11 年間運営・維持管理費試算結果（ソル：S/.）

項目	[博物館]	[CHICR]	合計	備考
1) 施設運転経費	51,697	12,800	64,497	*施設運営上最低限必要な要員の 人件費及びその活動費用を博物 館側で見込む
2) 施設・機材維持管理費	26,281	17,386	43,667	
1)、2) に対する IGV	14,816	5,735	20,551	
3) 運営活動費	*80,400	-	80,400	
<b>人件費以外小計</b>	<b>173,194</b>	<b>35,921</b>	<b>209,115</b>	
人件費	*288,000	274,800	562,800	
<b>合計</b>	<b>461,194</b> (15.7 百万 円)	<b>310,721</b> (10.6 百万 円)	<b>771,915</b> (26.3 百万 円)	

一方、本プロジェクトで建設される博物館ではペルー国での基準に従って一定の入場料を徴収することが予定されており、プロジェクト完了後における入场料収入は以下の通り試算される。

表 3-12 入场料収入推計（ソル：S/.）

	基準年 (2004 年)	博物館開館後 (2009 年)	算定条件
<b>入場者数</b>	<b>69,214</b>	<b>85,227</b>	・チャビン・デ・ワントル遺跡入場者数をベースに算定
大人	22,976	28,295	・年間増加率 4.25% (1999-2004 年の 5 ヶ年平均)
学生	11,998	14,744	・遺跡入場者数と同数が博物館に来館するものと想定
児童	34,240	42,187	・入场料は他国立博物館同等の額を想定
<b>入场料収入 (S/.)</b>	-	<b>518,898</b>	・区分別入場者数割合は 2004 年データより以下を想定
大人 (@11.0S/.)	-	311,245	大人 33.2%
学生 (@5.5S/.)	-	81,092	学生 17.3%
児童 (@3.0S/.)	-	126,561	児童 49.5%

以上の試算結果から、本プロジェクト実施により必要となる経費のうち、人件費以外の経費（合計 209,115 ソル）は想定される入场料収入の範囲内で十分賄うことが可能である。また人件費についても、施設運営上最低限必要な要員の人件費（288,000 ソル）は入场料収入の範囲内で賄うことができ、一部要員は文化庁内部での配置転換等により手当てされることを考慮すれば、概ね文化庁での新たな予算負担無しに運営・維持管理を行うことが可能と判断できる。

ペルー国では博物館等の入场料収入は文化庁予算として一括して扱われ、必要に応じて各施設に配分される仕組みとなっている。算出された運営・維持管理費合計（771,915 ソル）は 2006 年度文化庁経常予算（46,716,894 ソル）に対して 1.7%に当るが、以上の検討結果から、必要な運営・維持管理費の継続的な確保に当たっての問題はないと考えられる。

### 3-6 協力対象事業実施に当たりの留意事項

協力対象事業の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項は以下の通りである。

#### 1) プロジェクト承認の取得

ペルー国では援助資金によるものも含めた公共投資プロジェクトの実施に当たっては、SNIP（国家公共投資制度）に基く経済財務省の認可を要する。本計画については「博物館」と「調査保存修復国際センター」の双方を含む全体が「チャビン国立博物館プロジェクト」として既に第一段階となる「プロフィール」審査を終えており、実施前に「事前実行可能性調査」及び「実行可能性調査」の審査、承認を得る必要がある。実施機関である文化庁は本報告書の内容に基き必要書類を作成し、これら手続きを所定の時期までに終わらせる必要がある。

#### 2) 調査保存修復国際センターの計画策定

本計画は同一敷地内にペルー側の計画する「調査保存修復国際センター」と一体となって機能することが期待されている。両施設を機能的、景観的に調和したものとするためには相互に綿密な調整を行いつつ、本計画の進捗に合わせて「調査保存修復国際センター」の具体的計画がとりまとめられる必要がある。

#### 3) 展示計画及び展示の設営

本計画施設における展示計画策定、展示設計、展示機材の調達、展示物の製作、展示設営は全てペルー国文化庁が行うこととなっている。文化庁においてはチャビン文化に係る内外研究者等の協力を得て本計画実施前に展示計画を策定し、施設の詳細設計と同時並行して展示設計を行う必要がある。また、必要な予算措置を行って施設完成後確実かつ速やかに展示設営を行う必要がある。

#### 4) 博物館運営体制の確立

本計画施設は現地に新たな組織を設立して運営・維持管理が行われる。施設、展示の完成後の円滑な運営が行われるためには可能な限り早期に核となる要員の任命が行われ、本計画の実施に参加することが重要である。また、要員を新規採用する場合は博物館運営に関する必要な訓練期間を見込んで、適切な時期に採用を行う必要がある。

## 第4章 プロジェクトの妥当性の検証

## 第4章 プロジェクトの妥当性の検証

### 4-1 プロジェクトの効果

本プロジェクトの実施により期待される直接的な効果は以下のとおりである。

現状と問題点	本計画での対策 (協力対象事業)	計画の効果・改善程度
1) 遺跡管理事務所に併設された展示室で少数の遺物が断片的に展示されている他は訪問者に対する情報提供のための施設が無く、年間6万人を超える遺跡見学者に対して、遺跡の価値を効果的に紹介できていない。	見学者に対して遺跡に関する理解を深めるための総合的な情報提供を行う展示施設（博物館）を整備する。	事業完了年（2008年）で年間8万人を超えると予測される遺跡見学者に対して適切な情報提供がなされ、チャビンの文化遺産に対する理解が促進される。
2) 多くの石造遺物が屋外に晒されて風化による彫刻の劣化が進んでいる。また近年発掘された遺物は日乾煉瓦で仮設された倉庫等に収蔵されたまま、適切な保管・展示が行えていない。	遺跡周辺で遺物を適切な環境で収蔵・展示できる展示施設（博物館）を整備する。	現在仮設倉庫や屋外に置かれている遺物100点以上を含む合計250点以上の遺物が収蔵され、展示される。
3) 遺跡周辺に適切な保管施設がないために、過去の発掘による主要遺物は国内各地に分散収蔵され、チャビン文化に関する総合的な情報提供が行えていない。	チャビン文化に関する遺物を体系的に収集、展示する展示施設（博物館）を整備する。	各地に分散する遺物100点以上が収集され、合計250点以上の遺物が体系的に展示される。

また、間接的な効果として以下が期待できる。

- チャビン・デ・ワンタル村内に博物館を整備することで、現在遺跡のみの短時間の観光で村内を通過してしまう観光客の村での滞在時間が増加し、観光産業の発展を通じて村の経済・社会開発が誘発される。
- チャビン文化に関する現物資料が一箇所に収集・展示され、博物館運営に係る専門要員が配されることで、遺跡の調査・研究体制が強化され、保存修復活動が促進される。
- チャビン・デ・ワンタル遺跡はペルー文化の母胎を成す遺産として校外教育の場としての教育的利用が多い。遺跡を訪問する児童・学生が博物館での現物資料による体系的な展示を通じてペルーの文化遺産に対する理解を深めることができ、より効果的に歴史・文化教育を行うことが可能となる。
- 広場や多目的に利用できる研修室等を効果的に利用し、地元住民の博物館活動への参加とコミュニティの文化活動の活性化を図ることができる。

## 4-2 課題・提言

本プロジェクトの効果が十分に発現、持続するためにペルー国側が取り組むべき課題は以下の通りである。

### 1) 運営・維持管理体制の確立

本計画施設は国立博物館として文化庁の管轄の下に新たな組織を設立して運営される。文化庁では34名の配員を予定しているが、このうち博物館開館時には最低限必要な17名程度の要員を確実に配置し、必要な訓練を行って運営を始められる状態にすることが肝要である。特に博物館活動の要となる館長、事務長、学芸員等についてはできるだけ早期に任命を行い、プロジェクト実施段階から施設及び展示の計画に関与することが開館後の円滑な運営と維持管理の確実な実施に繋がる。

### 2) CIICR の設立

本計画施設は隣接するCIICRと一体となって機能することが想定されている。ペルー側事業により整備されるCIICRは、一般的な博物館が有する収蔵、調査研究、教育普及機能の主要部分を担うもので、同センターが博物館の実施工程に沿って整備、設立され、博物館と併せて一体的に運営されることが、本プロジェクトをより効果的なものとするために重要である。特に最新の学術的成果に裏打ちされた展示の更新、セミナーや企画展の実施等多様な博物館活動を通じた広報普及活動の推進にはCIICRにおける調査研究活動が必須であり、ペルー側によるCIICRの確実な設立が望まれる。

### 3) 広報普及活動の実施

博物館が多くの人を集め、有効に活用されるためにはメディアを通じて遺跡と博物館を広く宣伝するとともに、国内外の観光客を呼び込むためにワラスヤリマを中心に旅行会社や観光関連機関を対象とした積極的な営業、広報活動を行うことが重要である。広報活動に当たっては、遺跡の文化的価値や博物館の展示内容をアピールすることはもとより、チャビン・デ・ワントル村や広く周辺地域の関連機関と連携し、地域の観光資源や風土、歴史の中に博物館を位置付け、地域全体での集客を図っていくことが必要と考えられる。

### 4) 博物館整備と連携した村の都市整備の実施

チャビン・デ・ワントル村では都市整備計画を定め、その中で博物館整備を主要プロジェクトの一つに位置付けて関連する諸計画を定めている。本計画はそうした村の整備計画に沿ったもので、村中心部から計画地までの街路舗装、観光客用駐車場の整備、遺跡と博物館を結ぶ動線における観光客用アトラクションやサインの整備、博物館周辺の緑化等、関連する諸計画の実現により、博物館を訪れる観光客の利便性が向上し、本計画をより効果的なものとするができる。特に、本計画では敷地の制約から施設増設や駐車場、屋外活動のための十分な空地が

確保できないことから、都市整備計画に沿った画地の整理が早期に行われ、博物館を含む区画がより余裕のあるものとなることが期待される。

#### 5) 技術協力や他ドナーとの連携

現在チャビン・デ・ワンタル遺跡の調査保存活動はスタンフォード大学チームを中心に、文化庁、INDERCHAP がパートナーシップを組んで行っている。これに対してアンタミナ鉱山やテレフォニカ等の国内企業、GHF 等の国際 NGO が資金協力を行っている。また、UNESCO は世界遺産管理の面で一定の助言を行っている。これら遺跡の調査、保存修復に関するステークホルダーとの連携は博物館活動を行う上で重要であり、展示の企画や設営、普及広報活動等の博物館運営にこれら関係者の積極的な参加を求め、文化庁との協力体制を築いて行くことが望まれる。本プロジェクトの実施段階でもこれら関係者と連携し、施設を利用した展示や諸活動の計画を作りこんで行くことが、遺跡の調査保存活動を活性化させる上で必要と判断される。

また、当該地域の観光開発についてはアンカシュ州、通商観光省等が「チャビン文化観光プロジェクト」を策定して、観光資源の開発整備とプロモーションを推進しており、同じく国内ドナーの資金協力を集めている。チャビン・デ・ワンタルはアンカシュ州内随一の観光スポットであり、これら機関と共同して周辺の観光資源整備と連携し、適切な広報活動を実施して博物館への集客を図っていくことは有効である。この分野では、我が国も 1998 年から 2000 年にかけて「全国観光開発マスタープラン調査」を実施した他、地域レベルの小規模観光開発に対する技術協力の実績があり、本プロジェクト実施と連携した地元住民の能力向上が行われれば、博物館整備に伴うインパクトを住民の生活向上に繋げる有効な協力になると考えられる。

### 4-3 プロジェクトの妥当性

#### 1) 裨益対象

チャビン・デ・ワンタル遺跡の訪問者数は 2004 年で年間 69,000 人に上り、全国レベルでの観光客増加や道路事情の改善による効果を考慮すると将来の更なる増加が予測される。本プロジェクトによりこれら見学者が遺跡とその背景となるチャビン文化に関する総合的な情報を得ることができるようになる。また、貴重な文化遺産が安全に管理、公開されることで間接的にペルー国民（2,722 万人、2005 年）全体に裨益するものである。

#### 2) プロジェクトの目標

本プロジェクトはチャビン・デ・ワンタル遺跡出土物を適切に保管・展示し、見学者に対して遺跡を中心としたチャビン文化の全体像を紹介する博物館を建設するもので、チャビンの文化遺産に対する理解を深め、その保存活動の促進を図ろうとするものである。

#### 3) 緊急性

チャビン・デ・ワントル遺跡の出土遺物は、国内各地の博物館に分散し、あるいは遺跡周辺の仮設的な倉庫に収蔵保管されて、その価値を紹介するための体系的な展示ができていない。石彫等は屋外に置かれているものも多く、風化による彫刻の劣化が進んで早急な対策が求められている。

#### 4) 上位計画との整合性

文化庁ではペルー国の文化政策の基本方針として「文化遺産の保護」を主要項目に掲げており、特に「先ヒスパニック期の考古学的、歴史的、芸術的遺産の調査・保存・教育を強化すること」を重点課題としている。また、博物館をそのための主要な活動の場として全国レベルでの開発整備を進めるとしており、本プロジェクトはこうしたペルー国の国家計画に沿ったものである。

#### 5) 維持管理能力

文化庁は在リマの国立博物館 3 館を直接運営すると同時に、地方支所を通じて多数の地方博物館を運営・維持管理している。また、庁内に考古学者や博物館学・保存技術等に関する 100 名以上の専門要員を擁しており、その中から適切な人員を配置すれば技術的には本計画施設の運営に当たっての問題はない。財政的にも、予想される入場料収入を勘案して効率的な体制で運営に臨めば、文化庁として新たな負担増無しでの持続的な運営が可能である。

#### 6) 環境への配慮

計画地は遺跡エリアから離れた既開発地であり、建設に当たって自然環境の新たな改変を必要とするものでない。また、計画施設は周囲の景観に調和する低層の施設で、汚水は敷地内で適切に処理され環境への負の影響は無い。

## 4-4 結論

本計画は前述のような効果が期待されると同時に、広くペルー国文化遺産の価値を普及啓蒙し、その保存・修復活動の進展に寄与するものであることから、我が国の無償資金協力を実施することの妥当性が確認される。さらに、本プロジェクトの運営・維持管理についても、相手国側の実施体制については要員及び技術水準は十分で問題はないと判断される。しかしながら、本章 4-2 で記した課題・提言が改善・実施されることで、本計画はより円滑かつ効果的な事業となることが期待できる。

□ 資料

1. 調査団員・氏名
2. 調査行程
3. 関係者（面会者）リスト
4. 討議議事録（M/D）
5. 事業事前計画表
6. 参考資料/入手資料リスト
7. その他の資料
  - 7-1 敷地現況測量図
  - 7-2 地盤調査結果

## 1. 調査団員・氏名

### 1-1 基本設計調査（2005年10月26日～11月24日）

総括	新井 和久	JICA 無償資金協力部業務第1グループ
計画管理	駒崎 麻里子	JICA 無償資金協力部業務第1グループ
業務主任/建築計画	大澤 智弘	(株)マツダコンサルタンツ
展示計画/機材計画	江連 晃尉	(株)オリエンタルコンサルタンツ
建築設計/施工計画/積算	西矢 尚人	(株)マツダコンサルタンツ
展示計画/機材計画（補強）	佐藤 清一郎	(株)マツダコンサルタンツ
通訳	菅野 喜巳	(株)マツダコンサルタンツ

### 1-2 基本設計概要説明調査（2006年2月26日～3月9日）

総括	小澤 正司	JICA ペルー事務所
業務主任/建築計画	大澤 智弘	(株)マツダコンサルタンツ
建築設計/施工計画/積算	西矢 尚人	(株)マツダコンサルタンツ
通訳	菅野 喜巳	(株)マツダコンサルタンツ

## 2. 調査行程

### 2-1 基本設計調査

担当業務	官団員		コンサルタント団員*			
	総括	計画管理	業務主任/建築計画	展示計画/機材計画	建設設計/施工計画/積算	展示計画/機材計画(補強)
1 10月26日 水	東京→リマ		東京→リマ			
2 10月27日 木	JICAペルー事務所打合せ(9:00)、在ペルー日本大使館表敬(11:00)、UNESCO表敬(15:30) 文化庁協議(16:30、要請内容の確認/インセプションレポートの説明)					
3 10月28日 金	ペルー国際協力庁表敬(9:00) 文化庁協議(11:00)					
4 10月29日 土	リマ→チャビン移動 建設サイト視察(15:00)、チャビン・デ・ワタル村役場表敬(17:00)					
5 10月30日 日	文化庁アンカシュ支所打合せ(9:30)、遺跡視察、スタンフォード大学関係者打合せ(11:30) サイト視察(16:00)、チャビン→ワラス(17:00)		東京→リマ			
6 10月31日 月	文化庁アンカシュ支所打合せ(9:00)、アンカシュ考古学博物館視察(10:30)、 Ichicauain/Wilchauain遺跡視察、ワラス→リマ移動		測量・地盤調査、調達・積算調査準備			
7 11月1日 火	リマ市内博物館視察(ラファエル・ラルコ考古学博物館、国家博物館) パチャカマック遺跡及びサイト博物館視察					
8 11月2日 水	文化庁協議(11:00、施設規模絞込み、ミニッツ協議)		調達事情調査 質問表配布			
9 11月3日 木	考古学民俗学歴史学博物館視察 ミニッツ署名(11:30)、JICA報告(14:30)、天野博物館視察(15:30)、 在ペルー日本大使館報告(17:00)		書類整理 調達事情調査 質問表配布			
10 11月4日 金	リマ→東京		文化庁との協議(15:30、調査後半のスケジュール調整、追加質問票提出)		調達事情調査(各種単価) 東京→リマ	
11 11月5日 土			リマ→ワラス移動、アンカシュ考古学博物館(施設・展示)視察調査(15:30) 観光関係調査 調達事情調査 観光関係調査			
12 11月6日 日			ワラス→チャビン移動 遺跡視察(11:00)、サイト調査(15:00、敷地測量)			
13 11月7日 月			サイト調査(測量・地盤、自然条件、インフラ等)、チャビン・デ・ワタル村役場協議(都市計画、 建設許可、施工条件等) 遺物状況調査 現地仕様・工法			
14 11月8日 火			サイト調査(敷地測量、地盤調査立会)		遺物状況調査 現地仕様・工法	
15 11月9日 水			現地仕様・工法 建設・調達事情調査 チャビン→ワラス移動			
16 11月10日 木			アンカシュ州 関連機関調査(電力・電話会社、市民保安局、通商観光省) ワラス→リマ移動 資料整理 リマ市内資料収集、調達事情調査 リマ市内博物館調査			
17 11月11日 金			考古学人類学歴史学博物館調査 施設/展示計画検討		輸送条件、建設・ 調達事情調査 考古学人類学歴史学 博物館調査	
18 11月12日 土			リマ→チクラーヨ			
19 11月13日 日			シカン国立博物館(施設・展示)調査、シカン遺跡視察 シバン王墓博物館(施設・展示)調査、シバン遺跡及びサイト博物館視察 チクラーヨ→リマ			
20 11月14日 月			資料整理 文化庁協議(現地調査報告、展示計画、工事区分等)		施工計画/建設/積算調査 展示・機材計画検討	
21 11月15日 火			施設/展示計画検討 施設/展示計画検討		施工計画/建設/積算調査 展示・機材計画検討	
22 11月16日 水			展示予定物調査(考古学人類学歴史学博物館、サンマルコス大学考古学博物館)		施工計画/建設事情/ 積算調査 展示・機材計画検討	
23 11月17日 木			リマ→東京			
24 11月18日 金			文化庁協議(協力計画) 建設資材調査 補足資料収集			
25 11月19日 土			書類作成 リマ→東京		施工計画・調達・積算調査	
26 11月20日 日			資料整理 資料整理			
27 11月21日 月			文化庁最終協議 (テクニカルノート)		文化庁最終協議 (テクニカルノート)	
28 11月22日 火			見返り資金運営会議 日本大使館/JICA報告		見返り資金運営会議 日本大使館/JICA報告	
29 11月23日 水			リマ→東京			
30 11月24日 木			リマ→東京			

\*通訳は業務主任と同スケジュール

## 2-2 基本設計概要説明調査

担当業務	官団員		コンサルタント団員		
	総括 (JICAペルー事務所)		業務主任/建築計画	通訳	建設設計/施工計画/積算
1	2月26日	日	東京→リマ		
2	2月27日	月	JICAペルー事務所打合せ(10:00)、在ペルー日本大使館表敬(文化庁協議(14:30、基本設計概要説明、協議)		
3	2月28日	火	文化庁協議(10:30、基本設計概要説明、協議)		
4	3月1日	水	文化庁協議(10:30、基本設計概要説明、協議) 日本・ペルー見返り資金事務局連絡会議(15:00)		
5	3月2日	木	資料作成	資機材調達補足調査	
			文化庁協議(14:30、ミニッツ協議)		
6	3月3日	金	資料作成	資機材調達補足調査	
			文化庁協議(14:00、ミニッツ確認)		
7	3月4日	土	補足資料収集		
8	3月5日	日	リマ→ワラス		
9	3月6日	月	文化庁アンカシユ支所協議(9:00)、資機材調達補足調査 ワラス→リマ		
10	3月7日	火	ミニッツ署名(11:00)、在ペルー日本大使館報告(14:15)		
11	3月8日	水	リマ→東京		
12	3月9日	木			

### 3. 関係者（面会者）リスト

#### ペルー側関係者

文化庁	Dr. Luis Guillermo Lumbreras Lic. Alejandro Falconi Valdivia Srta. Giuliana Borea Labarthe Arqla. Ana María Hoyle Sr. Guillermo Cortés Carcelén Sr. Sergio Villegas Sra. Sandra Tellez Sr. Gino de las Casas Sr. Juan Carlos Burga	長官 事務局長 博物館・歴史遺産管理部長 世界遺産課長 対外関係・技術協力室長 事務局投資プロジェクト担当 博物館・歴史遺産管理部考古学者 博物館・歴史遺産管理部建築家 リマ美術博物館展示専門家
文化庁アンカシュ支所	Ing. Benjamin Morales Arnao	支所長
アンカシュ考古学博物館	Arql. Fernando Enver Gutierrez Honores	館長
アンカシュ州通商観光局	Lic. Elias Valenzuela Amado	観光部長
文化庁チャビン遺跡事務所	Arql. Juan López Marchena Arql. Joseph A. Bernabé Romero Arql. Jenner M. Orbegoza Cedrón	事務所長 遺跡管理担当 遺跡管理補佐
チャビン・デ・ワントル村	Sr. Justino Zenón Montes Colcas Sr. Eleazar Arana Maguiña Sr. Oswaldo Guerrero Rosales	村長 村会議員 地域開発課長
アンカシュ協会	Sr. Alejandro Camino D.C.	代表
INDERCHAP (ペルー・チャビン地域開発協会)	Sra. Maria Mendoxa Fernández	副代表
スタンフォード大学	Prof. Jhon Rick (電話会见) Mr. Christian Mesia	教授
シカン国立博物館	Dr. Carlos G. Elera Arévalo Sr. Victor H. Curay Rufasto	館長 考古学者
シパン王墓博物館	Dr. Walter Alva	館長
UNESCO ペルー事務所	Sra. Patricia URIBE	代表
ペルー国際協力庁 (APCI)	Sra. Mery Luz Masuda Toyofuku	管理部長
日本・ペルー見返り資金事務局 (FGCPJ)	Sr. Carlos Saito Saito	事務局長

## 日本側関係者

在ペルー日本国大使館

石田 仁宏  
渡邊 利夫  
内田 みどり

特命全権大使  
公使総領事  
三等書記官

JICA ペルー事務所

表 孝雄  
小澤 正司  
Sra. Ruth Elena FERNANDE  
Sr. Rodolfo SOEDA

所長  
次長  
プロジェクト担当  
部長